

鹿島市犯罪被害者等支援条例案要綱

近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等は困難に直面し、社会において孤立することを余儀なくされてきました。さらには、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくありません。

誰もが犯罪被害者等となる可能性があるなか、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図ることが必要となってきます。

このような背景のもと、本市では国、県、警察その他の関係行政機関及び民間の団体等と連携を図りながら、犯罪被害者等のための施策を推進するため、この条例を制定するものです。

第1 目的

この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、鹿島市における犯罪被害者等の支援に関し、基本となる事項を定めることにより、支援のための施策を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって安心なまちづくりの実現に寄与することを目的とすること。

(第1条関係)

第2 定義

- 1 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とすること。
- 2 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者とすること。
- 3 関係機関等 国、県、警察その他の関係行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体とすること。
- 4 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在している者及び市内において事業活動を行っている者とすること。
- 5 犯罪行為 日本国内等において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（緊急避難、心神喪失又は責任年齢に満たないことにより罰せられない行為を含むものとし、正当行為又は正当防衛により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）とすること。

(第2条関係)

第3 市の責務

市は、犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援する施策を講じ、関係機関等と連携を図りながら協力しなければならないとすること。（第3条関係）

第4 市民等の責務

市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないとすること。（第4条関係）

第5 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとし、犯罪被害者等を総合的に支援するための窓口を設置するものとする。（第5条関係）

第6 犯罪被害者等見舞金の支給

市は、犯罪行為により死亡し、又は傷害を受けた犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等見舞金を支給するものとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

（第6条関係）

第7 日常生活の支援

市は、犯罪等により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等に対して、日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

（第7条関係）

第8 広報及び啓発

市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものとする。

（第8条関係）

第9 犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合

市は、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合等で犯罪被害者等の支援を

行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができることとする。 (第9条関係)

第10 その他

この条例は、平成29年4月1日から施行することとする。